

愛知労働局発表
令和5年11月1日(水)

報道関係者 各位

令和5年11月1日

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

監督課長 下田 隆貴

地方労働基準監察監督官 大久保 克己

電話 052 - 972 - 0253

11月3日(金・祝)「**過重労働解消相談ダイヤル**」を実施します

愛知労働局(局長 あべ みつる 阿部 充)では11月3日(金・祝)に、**労働基準監督官**による無料電話相談「**過重労働解消相談ダイヤル**」を実施します。

これは、全国8労働局で実施し、長時間労働や賃金不払残業の解消に向けて「**過重労働解消キャンペーン**」の取組の一環として行うものです。

この相談ダイヤルでは、過重労働をはじめとした労働問題全般にわたる相談を受け付けており、労働基準法や関係法令の規定・考え方の説明や、相談者の意向を踏まえた管轄の労働基準監督署への情報提供、関係機関の紹介など相談内容に合わせた対応を行います。

「**過重労働解消相談ダイヤル**」概要

1 **フリーダイヤル**

なくしまししょう ながい 残業
0120 - 794 - 713

- ・全国どこからでも、携帯電話からも無料で利用可能
- ・匿名での相談も可能

2 **受付日時** 11月3日(金・祝) 9:00~17:00

3 **電話設置場所** **愛知労働局 2階北側会議室**

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号
名古屋合同庁舎第2号館

当日、「**過重労働解消相談ダイヤル**」を実施する全国の労働局は愛知の他、北海道、宮城、東京、大阪、広島、香川、福岡となっています。

愛知労働局では主に中部・東海地区の7県(富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重)からの相談に一元的に対応します。

「過重労働解消相談ダイヤル」の取材時における留意事項

取材に際しては、以下の事項にご留意願います。

- 1 電話相談実施場所は合同庁舎内のため、ご来庁の際は玄関（庁舎東側）での受付が必要となり、身分証明書等の確認がございますので、ご了承ください。
- 2 指定された場所以外の立入りはご遠慮ください。
- 3 カメラ撮り、音声録音は可能ですが、個人や企業が特定できるものの撮影・録音はご遠慮ください(個人や企業が特定できるものを撮影・録音してしまった場合については、消去または編集してください)。
- 4 カメラの位置などについては、当局の職員と調整をお願いします。
- 5 腕章などプレス関係者であることを明示するものの着用をお願いします。
- 6 来庁時の交通手段については、事前に当局職員と調整してください。
- 7 相談の妨げにならないようご注意ください。
- 8 その他、当局職員の指示に従っていただくようお願いします。